

○ 米国 2002 年農業法の概要

1 対象商品

→ 生鮮食品

（ スライス肉及びひき肉（牛、豚、ラム）
魚介類（養殖、天然）
腐敗しやすい農産物 等 ）

2 義務表示の内容

対象商品の原産国

「米国产」と称することができる要件についても規定。

（魚介類の場合）天然か養殖かの別

3 表示の事後的検証方法

小売業者等に対し、表示内容を確認しうる記帳監査の証拠の保持を義務付けることができる。

4 違反の場合の罰則等

農務長官による警告

（かつ、必要な措置を講じるための30日間の期間を与えること）

（30日経過後になお意図的に違反していると認められる場合）

1万ドル（約122万円）以下の過料

5 施行

2004年9月30日から適用

（それまでの期間は、任意表示）